

| | |
|---|--|
| 議案第 4 6 号 | 三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 国保医療課 | 地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災による被災居住用財産の譲渡所得の特例の対象者を相続人にまで拡充するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。 |
| <p>【関係法令】 地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号） 平成 2 5 年 3 月 3 0 日公布 平成 2 6 年 1 月 1 日施行</p> | |
| <p>【改正内容】</p> | |
| <p>1. 東日本大震災に係る居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例</p> | |
| <p>居住用財産の譲渡に係る特例について、<u>その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人がこれらの特例の適用を受けることができることとする措置を講ずる（※平成 25 年 1 月 1 日以後の譲渡について適用）</u></p> | |
| <p>(参 考)</p> | |
| <p>被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例</p> | |
| <p>東日本大震災(2011. 3. 11)により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後 7 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に延長する特例措置を講ずることとします。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率(6,000 万円以下の部分について 4%)の特例 ・ 居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除 ・ 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例 ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 ・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 | |